

■ 法第28条に基づくダイオキシン類自主測定結果（令和5年度）

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、特定施設の設置者は、特定施設から排出される排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれているダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、その結果を福岡市長へ報告することが義務付けられています。

特定施設の設置者から報告されたダイオキシン類の測定結果は以下のとおりです。

1. 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

事業所名		所在地		燃焼 能力	設置 年月	既設 新設	測定結果等			
		区	町名				排ガス		焼却灰*1	ばいじん*1
							測定値	基準値		
1	(株) 石和総建	早良	大字脇山2693	124	H16. 6	新設	0. 065	5	0. 0031	-
2	福岡県中央家畜保健衛生所	東	箱崎ふ頭4-14-5	190	H21. 3	新設	0. 015	5	0. 000023	0. 52
3	(株) 福岡サービス商事	東	社領2-12-18	400	H9. 10	既設	0. 27	10	0. 021	0. 13
4	福岡県御笠川浄化センター	博多	那珂4-5-1	4, 166	H30. 3	新設	0. 000012	0. 1	-	0
5	福岡市東部水処理センター	東	松島6-16-1	3, 125	H9. 11	既設	0. 00034	5	-	0. 0013
6				3, 125	H12. 8	新設	0. 00038	1	-	0. 000012
7	福岡市玄界島焼却場	西	大字玄界島字テバササ309-2	167	H25. 9	新設	2. 9	5	0. 0013	0. 65*2
8	福岡市西部工場	西	大字拾六町1191	10, 417	H4. 4	既設	0. 0022	1	0. 039	0. 51
9				10, 417	H4. 4	既設	0. 012	1	0. 022	0. 43
10				10, 417	H4. 4	既設	0. 0056	1	0. 039	0. 92
11	福岡市臨海工場	東	箱崎ふ頭4-35	12, 500	H9. 11	既設	0. 046	1	0. 013	0. 28
12				12, 500	H9. 11	既設	0. 0098	1	0. 069	0. 48
13				12, 500	H9. 11	既設	0. 031	1	0. 0066	0. 26
14	(株) 福岡クリーンエナジー 東部工場	東	蒲田5-11-2	12, 500	H14. 7	新設	0. 000083	0. 1	0. 0011	0. 0026
15				12, 500	H14. 7	新設	0. 000038	0. 1	0. 00000087	
16				12, 500	H14. 7	新設	0. 00055	0. 1	0. 000078	

*1：焼却灰・ばいじんの処理基準は3ng-TEQ/g

*2：年複数回測定のうち最も高い測定値

2. 水質基準適用施設（下水道終末処理施設）

事業所名		所在地		排出水量 (m ³ /日)	設置 年月	既設 新設	測定結果	排出基準
		区	町名				(pg-TEQ/L)	
1	福岡県御笠川浄化センター	博多	那珂4-5-1	204, 272	S50. 5	既設	0. 00013	10
2	福岡市西部水処理センター	西	小戸2-5-1	149, 892	S55. 4	既設	0. 0011	
3	福岡市東部水処理センター	東	松島6-16-1	137, 350	S49. 4	既設	0. 0034	

【排出基準及び処理基準】

1 排出ガス

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類			新設施設排出基準	既存施設排出基準
廃棄物焼却炉 火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上	焼却能力	4,000kg/h 以上	0.1	1
		2,000kg/h～4,000kg/h	1	5
		2,000kg/h 未満	5	10

注1) 廃棄物焼却施設に2基以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、火床面積又は焼却能力は各々の合計とする。

注2) 既存施設とは、法施行の日（平成12年1月15日）に設置又は設置工事に着手しているものとする。

2 ばいじん・焼却灰

(単位：ng-TEQ/g)

新設施設処理基準	既存施設処理基準
3	3 ただし、施行規則に掲げる方法により処分を行う限り、基準を適用しない。

3 排出水

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排出基準
下水道終末処理施設	10